

令和4年度第2回 東京都北区公契約審議会 議事概要

開催日時	令和4年12月20日（火）午後1時30分開会
開催場所	北とびあ 901会議室（傍聴人定員：20名）
出席委員	事業者団体関係者 堀田 秀一 事業者団体関係者 山本 哲哉 労働者団体関係者 伊藤 好麿 労働者団体関係者 江藤 学 学識経験者（弁護士） 一瀬 太一 ※職務代理者 学識経験者（社会保険労務士） 稲田 耕平 学識経験者（公契約関係の専門家） 沼田 良 ※会長
次第	1 開会 2 議題 （1）工事または製造の請負契約に係る労働報酬下限額の設定について （2）工事または製造の請負契約以外の契約に係る労働報酬下限額の設定について ※区外の施設に従事する特定労働者等への対応含む （3）令和5年度労働報酬下限額の答申について 3 その他 事務局より連絡事項（報酬支払関係等） 4 閉会
資料	（1）次第 （2）令和5年度労働報酬下限額の設定について（事務局案） （3）答申文（ひな型） （4）東京都北区公契約条例スケジュール （5）労働報酬下限額設定の勘案事項及び先行区事例について （6）公共工事設計労務単価参考資料 （7）会計年度任用職員（事務補助）の賃金推移について （8）令和4年度地域別最低賃金一覧 （9）令和4年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 （10）令和4年度第1回東京都北区公契約審議会 議事概要

発言者	議事内容
○事務局(千田契約管財課長)	<p>(開会)</p> <p>最初に、定足数の確認ですが、公契約条例第21条第2項により、審議会は委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないとされていますが、全員出席ですので、定足数は満たされていることを確認させていただきます。</p> <p>なお、前日も申し上げましたが、本審議会は、会議録、発言者名を含め、ホームページ上にて公開予定としていますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(資料の確認)</p>
○事務局(中澤総務部長)	(開会の挨拶)
○事務局(千田契約管財課長)	それでは、議題に入りたいと思いますので、進行は沼田会長よろしく願いいたします。
○沼田会長	<p>皆さん、こんにちは。議事を始めますけども、内容の濃い審議になりますように協力をお願いいたします。</p> <p>今日は、答申案を決定するところまで、ぜひやりたいと思っていますので、併せて協力をお願いいたします。</p> <p>では、事務局から議題(1)について説明をお願いします。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	(資料(2)(6)に沿った議題(1)の説明)
○沼田会長	ありがとうございます。説明が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。
○江藤委員	今、おっしゃったところで未熟練の者に対してなんですけれども、私たちが推進しているキャリアアップシステムは、やはり採用したほうがいいんじゃないかなと。レベル1を未熟練ということで、そういった目安はつけてあげるべきじゃないかなと思います。

<p>○堀田委員</p>	<p>また、今現場には外国人技能実習生も多く入られていますので、そこもこの軽作業員に入るといような文言と、あと特定受注者は作業員全体の20%以内に、この未熟練の総数を定めるといようなことを付け足すべきではないかなと思っております。それについて審議をお願いしたいなと思っております。</p> <p>私、前回、職種ごとのほうがいいのではないかと申し上げたのですが、その後、いろいろな職種の方にちょっとアンケートじゃないですがいろいろ聞いてみたところ、見習いということの定義は確たるもの、客観的なものがなくて、業種によってまちまちなんですね、見習期間とか。業種によって実際、いわゆる日当、額の差はあってもいいんですが、その見習いに対する客観的なこととか定義をすることは非常に難しいと。</p> <p>キャリアアップシステムは、国がここ何年か一生懸命推進し始めたことであるので、その業種によって差があるものの、下限額を決めるのは、非常に客観的に評価とか、問題が起きたときの判断が難しいので、業種別ではなくて、今回はこの軽作業員に対してほかの区と同じ7割ぐらいで保障をしてあげると。人権的にその人間が日本で暮らしていける単価の最低ですよということで、評価して決めたほうがよろしいんじゃないかと。見習いに関してですよ、熟練工とかそれは、もうこっちのほうでいいですけど、と私は思います。</p>
<p>○事務局(千田契約管財課長)</p>	<p>まず、今、江藤委員が言われました、キャリアアップシステムの定義の見習いということですけども、キャリアアップシステムに登録している方もいらっしゃいますけども、登録していない方もある一定程度はまずはいるのかなと。そういった中で、限ってしまうというのは、ちょっとどうかというところはございます。</p> <p>それから、見習いの人数を一定程度の割合で絞るといご意見ですけども、公契約審議会、公契約条例の中の労働報酬下限額設定という中で、議論すべきかどうかというのは、慎重にしたほうがいいかなというのは考えています。</p>

○沼田会長	<p>そのほかございますか。一旦ちょっと切って、次の議題に進みます。</p> <p>議題（２）について、説明をお願いします。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>(資料（２）（７）に沿った議題（２）の説明)</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございます。質疑ありましたら、どうぞ。</p>
○伊藤委員	<p>会計年度任用職員に合わせていくということなんですけれども、今までの会計年度任用職員の方1,075円ということで、ほかの区と比べてもちょっと低い金額です。いわゆる会計年度任用職員の方には、期末手当みたいなものが含まれているというところがありまして、そもそもこの委託の労働報酬下限額にそのところが加味されていないということが言えると思います。</p> <p>また、来年のいわゆる最低賃金を鑑みると、この金額でいくとすると後を追いかけるような形になるし、最賃割れする心配が出てくるということです。</p> <p>あと、近隣区の公契約の審議会を我々の仲間が聞いた結果、大体6区ぐらいなんですけれども、平均すると大体1,160円とか、1,170円ぐらいに今なっています。そういう意味では、かなりの差が開いていくということがあります。</p> <p>ですので、いわゆる会計年度任用職員で1,075円に合わせていくと、本当に失礼な言い方なんですけれども、審議会で議論する意味がなくなってくるという心配があります。その中で、審議会の中で私どもが考えていきたい金額としては、特別区の高卒初任給を参考にした1,155円というところが出てきますので、それ以上の金額というところを私のところではお願いしたいなというふうに思っています。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>今、会計年度任用職員の額についてお話がありました。今年度は1,075円ですけども、来年度につきましては引上げの方向で検討している最中です。まだ正式には決まっていませんけども、今のところ1,140円台というよ</p>

	<p>うな額を想定しております。今、委員のおっしゃった1,155円には届かない額ではありますが、これは財政当局のほうも来年度の最低賃金の上昇も見込んで、それを下回らない額ということで、話は進んでいるところです。</p> <p>そういった意味では、北区の仕事をしてもらうというところでは、北区の会計年度任用職員に合わせた額、あくまでも最低限のところの額ですけども、この額で合わせていただければなというふうに思っております。</p>
○山本委員	<p>その令和5年度の金額というのはいつ頃決まるのでしょうか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>年明けにはもう予算が出てきます。この労働報酬下限額の告示、3月にする予定ですが、その前には決まっています。</p>
○山本委員	<p>答申の時点では、具体的な金額はまだ分からない。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>そうです。</p>
○山本委員	<p>分かりました。</p>
○沼田会長	<p>そのほか質疑はございますか。</p> <p>では、ここでまた一旦切って、議題(3)に進みます。答申についてですけども、先ほど紹介された資料(3)の中で、枠で囲われたところに議題(1)と(2)の審議会としての決定を入れるという、そういう形で答申を作りたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
○沼田会長	<p>では、認められたということにいたします。</p> <p>次、資料(3)の枠で囲われている箇所に、審議会の決定を入れるということになります。</p> <p>まず、最初に工事、製造の請負についてです。</p>

<p>○江藤委員</p>	<p>熟練労働者及び一人親方は、令和5年度に適用される東京都における各職種の公共工事設計労務単価を8時間で割り、90%を乗じた額とする。これは前回、この合意があったと思います。</p> <p>それから、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない4職種については、タイル工は内装工、屋根ふき工は板金工、建具工は内装工、建築ブロック工は石工の単価の90%とするという案が示されております。</p> <p>次、熟練労働者及び一人親方以外の場合です。</p> <p>労働者の合意の下、見習い・手元等と使用者が判断する労働者、年金等受給に伴い賃金を調整している労働者などのことですが、これは令和5年度に適用される東京都における軽作業員の公共工事設計労務単価を8時間で割り、それに70%を乗じると。これも前回合意したかと思えます。</p> <p>これについてはいかがでしょうか。</p> <p>この案に関してなんですけれども、文章を載せる中で、やはり私としてはこの軽作業員、未熟練に関してなんですけれども、ある一定の本当に枠というか指針というか「望ましい」など、そういう言葉でもいいので、言葉を入れていかないと。他の区の実態調査をしたときに軽作業員の数は非常に多くなった調査がありまして、軽作業員、要は未熟練はこういうものなんだよというところは、ある程度記載があったほうがいいんじゃないかなと思っています。</p> <p>その中で、あくまで目安としてキャリアアップシステムのレベル1の人もそうですし、外国人技能実習生もこの枠に入ってくるんだということをしっかりと事業主に啓発活動するべきことだと私は考えているんですね。</p> <p>なので、一番最初の文言、労働者の合意の下の見習い・手元等と使用者が判断する労働者、これが生きるんですけど、どういうふうに表示するかというと、その目安としてキャリアアップシステムのレベル1相当とし、外国人技能実習生もこの枠に入るとすると。特定受注者は軽作業員の数全体、作業員の20%以内に収めることが望ましいと。そういったことで入れられないんですかね。</p>
--------------	---

<p>○事務局(千田契約管財課長)</p>	<p>事務局でキャリアアップシステムの調査をしたところ、結局、事業主が登録するような形なのかなというふうに考えているところがありまして。そうすると、やはりここは事業主と労働者の方が合意というか、見習いだよねというところで登録されるものと思います。そうすると、ここに書かれているとおり、労働者の合意の下に、使用者が見習いと判断したという形になるのかなと考えたので、こういった表現にさせていただいたところがあります。</p> <p>それから、割合の話ですけども、繰り返しになりますが、労働報酬下限額の設定というところの中で決めることなのかという、答申に入れるのかというところは、なじまないかなと思っております。</p>
<p>○江藤委員</p>	<p>今後、実態調査をしたときに軽作業員相当の金額が北区公共工事で見受けられた場合に、実際には未熟練で作っているんだというようなことにならないために、この公契約条例というのものもあるんじゃないかなと思っているんですね。より質の高いものを。そこを一言でも何かしらの形で、手引きでもいいですし、そういったところを入れられないのかなと。条例の条文自体で、もう無理なんだということであれば致し方ないかと思うんですけども、そういった枠ではないと思うんです。</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>審議会なので、諮問があって答申をする会なんですよ。諮問にないこと、諮問されていないことを答申はできないのが基本、まず一つあります。労働報酬下限額の設定を諮問されているわけですから、まず、それを決めるということが第一の任務かなというふうに思っています。それに合わせて、それが済んだらその後でどうするかというのは、別の議論になるのかなと思いますけど。</p>
<p>○江藤委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>よろしいですか。この後、時間を取りたいと思いますので、今の話をそこでもう一回言ってください。</p>

○江藤委員	分かりました。
○沼田会長	その他、何かございますか。
○稲田委員	<p>資料の(2)と資料の(3)のところにも書いてあるんですが、ちょっと気になったのは、労働者の合意の下、見習い・手元等と使用者が判断する労働者は理解できたんですけども、この年金など受給に伴い賃金を調整している労働のところなんですけど、まず、そもそも年金などということは、年金の部分と、他にどんなものがあるのかということ。その調整をしなきゃいけないというのは、自分の今の現状の年金額を減額したくないから賃金のほうを調整しているとか、何かそういうような意味づけなのか、ちょっとその辺のところを教えていただきたいんですけど。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>委員のおっしゃったとおり、年金受給資格があって、なおかつ働いている方について、年金減額にならないようにするために給料のほうを抑えているという方がいらっしゃるんで、そういう方が特別という、そういう意味では報酬額が減って少なくなってしまうんですが、一緒にしてしまうと、下限額を下回ってしまうということがあるのでということです。</p>
○稲田委員	<p>これは年金など書いてあるけど、取りあえずは年金のケースしかないという。私のイメージからすると、例えば扶養に入っていたいから収入を増やさないとか、そういったこともあるのかなとか。</p> <p>あと、それも含めてなんですけど、今、同一労働同一賃金という考え方からすると、何か年金を多くもらいたいからと扶養でいたいからと収入を押さえるので、そっちのほうを優先するみたいな感覚は、何となく時代と少しそぐわなくなってくるのかなと私は違和感がちょっとあったので。今、これをどうしろということではなくて、今後、こういったこともちょっと検討していかなければいけないのかなというふうに思いました。</p>

	<p>これは決定ということにいたします。</p> <p>次、委託、指定管理に移ります。</p> <p>まず、区内の委託、施設ですけども、令和5年度北区会計年度任用職員の事務補助の時間単価と同額ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
○沼田会長	<p>では、異議なしということで決定にいたします。</p>
○沼田会長	<p>次、区外施設に移ります。区外施設については、指定施設所在地の自治体の令和5年度会計年度任用職員の事務補助時間単価と同額ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
○伊藤委員	<p>質問みたいな形になるんですけども。令和5年度に適用される金額については、先ほど言われた1,140円台と考えてよろしいんですか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>そうです。</p>
○伊藤委員	<p>それと、もう一つ。その区外の二つのほう、もし金額が分かれば教えていただければと思うんですけど。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>今のところ、令和5年度の額については、こちらで把握できていない状況です。</p>
○伊藤委員	<p>大体、上がり値というのは同額ぐらいになるという。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>考え方は一緒であります。</p>
○事務局(中澤総務部長)	<p>これはそれぞれの自治体が予算編成の中で決める単価ですので、どういうふうに設定するかは、こちらの北区のほうで分かるかといえ、今は分からないと言わざるを得ないです。ただ、昨今の状況からすれば、一定程度は上がるの</p>

<p>○伊藤委員</p> <p>○事務局（中澤総務部長）</p> <p>○沼田会長</p>	<p>であろうというふうに考えています。</p> <p>先ほどの1, 140円ぐらいになるだろうということについては、やむを得ないのかなというふうに思います。</p> <p>一つは、この労働報酬下限額について、会計年度任用職員の事務補助の金額と合わせることでいかがでしょうかというのが、事務局としてご提案をさせていただいているというところございまして、それと違う単価を設定している理由、考え方が皆無ではありませんけれども、他の特別区の状況からしても、会計年度任用職員のその単価を使用しているというのが現実なので、そのような形でご答申をいただくことでいかがでしょうかということです。</p> <p>会計年度任用職員のその単価はどのように決まっているかといいますと、具体的には高卒程度、Ⅲ類とかというふうに特別区の採用試験では言うんですけれども、その給料表の一定の号級の単価を使用するんですね。今、設定している単価もそうなんですけれども、初任給の設定単価よりも高いというふうになっています。ですので、同一労働同一賃金というのは、期末手当のこととかはあるにしても、基本的にはそこはクリアするというような形を、今取っているところで、今後もそのような考え方でいるというところですよ。</p> <p>また、実際のところ、沼田会長からもお話がありましたけれども、地域性というのもございますので、今の北区の様々なパートの求人の単価ですとか、そういったものは無視して設定することも、それも現実的ではないというようなこともありますので、そういうような位置づけの単価、給料表の月額を引っ張ってくるというようなこと、リンクさせるというような形で設定をさせていただいています。そういう意味では、地域性も、それから常勤職員とのバランスも取りながら設定をしているところですよ。</p> <p>はい、分かりました。その他ございますか。なければ異議なしということで決定させていただきます。</p> <p>それでは、答申案が一応決定ということになりますけれ</p>
---	--

	<p>ども、資料（3）を基に、答申を作成したいと思います。この作成については、会長に一任させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございます。それでは、会長一任ということにいたします。</p> <p>後日、調整の上、区長へ答申を提出するという形にさせていただきます。</p> <p>事務局に確認しますが、告示をする際には、答申に金額を明示した告示文になりますでしょうか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>区外の施設につきましては、複数あることから施設ごとに金額を示すのではなく、施設所在地の自治体の会計年度任用職員の時間単価と同額という形で告示しますが、そのほかにつきましては、時間単価で金額を示す予定です。</p>
○沼田会長	<p>では、よろしくお願いします。答申案については、以上ということにいたします。</p> <p>先ほど江藤委員が言われた話をここで取り上げたいと思います。もう一回、江藤委員、簡単をお願いします。</p>
○江藤委員	<p>未熟練の報酬についてなんですけども、他の公契約条例を既にスタートしている区の賃金調査というのを現場に行き行って、自主的なんですけども、その中では、かなりこの設計労務単価との差があって、作業員名簿で見るとどうしても軽作業員という形での登録が多くなっているというお話を聞いています。</p> <p>やはり、この公契約条例というのは労働者の賃金を確保する、その中でレベルが高い技能を持った方が公契約の現場に携わり、そして地域に貢献し、いいものを作っていくという目的からも、あまりにもこの軽作業員の数が全体作業員の占める割合に対して多いようであれば、これはやはり問題である。それを特定受注関係者に知らしめるために、絶対しろということではないです、規定を設けるというこ</p>

	<p>とはできないと思いますので、ただ、全体作業員の20%以内が望ましいとか、そういった形の啓発をしてもらいたいと。</p> <p>なおかつ、今回決まりました、軽作業員が70%のところなんですけども、ちょっとキャリアアップシステムも難しいという話だったんですけども。あくまでキャリアアップシステムの1相当をというぐらいの目安、かつ、入れてもらいたいのが外国人技能実習生なんです。北区に多くの外国人技能実習生がいます。その方たちの賃金というのは、やはりちょっと安くなっている部分がありますので、そういったところも軽作業員として賃金を支払うべきではないかというようなことで、そういった目安として文言を何か入れてもらえないかなということです。</p>
<p>○事務局(千田契約管財課長)</p>	<p>他の区の状況を事務局でも把握していないところがあるんですけども、実際の現場の中で、見習いという人がどれほど入っているかなというところがあるとは思いますが。そういう意味では、今やられている、発注して、受注してやってもらっている工事の質については、きちんと確保されて、中身的に問題なく履行されているというふうに考えています。そういう意味では、見習いばかりの現場ではないのかなというふうな理解はしております。</p> <p>ただ、一方で見習いをどうする、これが見習いというんですよというようなもの、イメージをどう受注者に伝えるかみたいなどころについては、手引きに載せるのが適当なのか、それともある程度国交省の公共工事設計労務単価の調査内容が、受注者のほうで理解されているのかということがあるかと思いますが。もし、本当に、またこういうことがあるようでしたら当然検討したいと思いますが。今すぐというのは、難しいのかなと思っています。</p>
<p>○堀田委員</p>	<p>先ほどから見習いとか、要するに熟練工でない人及び外国人とかご発言がありますが、この審議会は労働報酬下限額を決めるのだと。この答申の工事請負、区の発注というのは、材料、機械費、人工何人工とかというよりも、例えば建築の場合、平米幾らというのになるんです。なおかつ総</p>

<p>○稲田委員</p>	<p>価で発注するわけです。業務委託みたいに、ほとんど人工とほかに経費というのと、工事の場合は内容が全然違い、付加価値というか、一旦まとまって発注するのがあるんです、区が。</p> <p>そこで、人件費だけで何々とかいうことを言うのは本当はおかしい。材工で発注しているわけですから、区自体は。だけでも、そういうことを決めて、労働者を保護していきましょうという公契約条例の下で決めなくちゃいけない場合は、やっぱり労働報酬下限額をまず決めてあげなくてはいけないという考えです。先ほどからおっしゃることはよく分かる。外国人の何か答申に入れようとおっしゃるのは分かるんだけど、それをやるのはなかなか、客観的なこととか業種によってもあまりにも差があるのでね。労働報酬下限額を決めて、それで区も指導したり、調査とかでやりましょうと。答申としてそういう文言一行をどうやって表すかというのは、非常に工事の場合は難しいです。業務委託だと人件費、分かりやすいです。なので、工事の請負というのは、大体、みんな材工でいきます。いろんな業種に聞いてみると、会長、そんなんでは今人なんて来てくれませんよと。もう赤字、区には言いたくないけど、赤字覚悟で募集して使っているんだからというようなことも、現場のほうから各業種上がってきますのでね。おっしゃることも分かるんですが、文言を入れることは請負工事に関しては非常に難しいと思います。</p> <p>おっしゃるとおり、企業のやっぱり大切なことは、法律をまず守らなきゃいけないということと、あとやっぱり企業を継続しなきゃいけないということかなというふうに思うんですよね。そこで働く従業員はやっぱり最低限以上の保障の下で給料に基づいて働いていくということだと思うんですけれども。今、やっぱりなかなか人手不足で、最低レベルで例えば軽作業員レベルの見習いレベルの給料をずっと設定していったとしたら、それがどんどん能力が上がってくるのにその賃金だったとしたら、やっぱりみんな辞めていっちゃうかなというふうに思うんですよね。</p> <p>だから、区としては、最低賃金以上のものをベースとし</p>
--------------	--

	<p>て捉えていただいて、あとは会社が発展していくためには努力をしながら、なるべく高い賃金を設定していくというやり方がベースじゃないかなというふうにちょっと思いました。以上です。</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>ということはどうなりますか、問題については。</p>
<p>○稲田委員</p>	<p>だから、この問題については、ここに文言入れるというのは、なかなか難しいかなと。お考えはすごく分かるんですけども、そこまで公的なものの業務もやるから、そのくらいやってねという理屈もすごく分かるんですけども、公的なところにそれをまた載せていくというのはちょっと、事業主がそれをクリアするにはハードルとしては厳しいかなというふうに思います。</p>
<p>○事務局（中澤総務部長）</p>	<p>江藤委員から出していただきました建設キャリアアップシステムについては、私どもも注目をいたしました。事務局でこういったレベル1からレベル4の考え方があって、レベル1はこのような考え方で見習いというようなレベルとして、実際に扱われているかということ、まだなんですけれども、扱っていきこうという動きがあるというふうに承知をしています。</p> <p>一方で、そのような賃金と連動させるようなことを想定したレベル1からレベル4までのそういう運用がされているかということ、それもまだこれからと。</p> <p>それと、先日ある工事現場に参りましたが、キャリアアップシステムのリーダーとか確かにありました。話を伺いますと、その事業者の協力事業者の中の職人が、そのカードを持って登録をしているというのは、100人いたら4、50人ということで。そういうことも伺いましたので、江藤委員のご意見は、それは将来的な課題としても捉えさせていただくというふうに私どものほうとしては捉えているところです。</p> <p>ですので、答申の中に加わってなくても、私どものほうでは第1回の議事録を作成させていただいたように、第2回も作成をさせていただいて、その分についてはご意見</p>

<p>○沼田会長</p>	<p>として確かに承っておりますということを申し上げたいと思います。</p> <p>答申というのは、やっぱり全員の合意が必要なんですよね。今回の江藤委員の意見は、答申ではなく、議事録に残し、課題として区が受け取めるということでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>では、そういうふうにさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>では、事務局から連絡事項がございます。事務局、お願いします。</p>
<p>○事務局(千田契約管財課長)</p>	<p>(事務局より事務連絡)</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>では、以上をもちまして、令和4年度第2回北区公契約審議会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、ご協力ありがとうございました。</p>